

あだち支援学校通学バス運行業務委託仕様書

1 運行期間

契約日から令和8年3月31日までのうちの129日間（具体的な運行日は別紙のとおり）

※ 土曜日、日曜日、祝日及び委託者が定める休日等を除く毎日とする。

※ なお、行事等による運行日等の変更については、事前に連絡するものとする。

※ 実運行開始前に、ルート等の確認を行うため、試運行日を1日設ける。

2 運行区間・運行時間（詳細は「各ルート運行計画」のとおり）

①南ルート

バス台数：大型1台（正席数35～45程度のバス）

登校		下校	
時間	停留所名	時間	停留所名
8:00	エイトタウン本宮店地元館北側	14:40	あだち支援学校二本松校舎
8:10	本宮市役所	14:55	あだちの里直売所
8:20	あだちの里直売所	15:05	本宮市役所
8:35	あだち支援学校二本松校舎	15:15	エイトタウン本宮店地元館北側

②東ルート

バス台数：中型1台（正席数25～35程度のバス）

登校		下校	
時間	停留所名	時間	停留所名
8:00	道の駅ふくしま東和	14:40	あだち支援学校二本松校舎
8:30	二本松市役所	14:50	二本松市役所
8:40	あだち支援学校二本松校舎	15:20	道の駅ふくしま東和

3 運行条件等

- ① 運転手の外に1名以上の添乗員（介助員）を乗車させ、児童生徒の安全確保を図ること。
- ② 受託者は運行に関する報告書（通学バス運行記録確認表）を作成し、月毎に委託者へ提出する。
- ③ 運行日・運行時刻については、協議により変更することがある。
- ④ 受託者は、天災地変その他受託者の責によらない事由により、運行区間の全部又は一部が運行不能の場合、委託者の指示により運行を中止することができる。
- ⑤ 受託者は、交通事故、災害、その他やむを得ない事由により運行に支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、速やかに現場状況を確認し、委託者へ連絡のうえ適切な処置をとること。
- ⑥ 受託者は、本業務において、児童生徒及び第三者の生命、身体及び財産に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとし、受託者の責任において速やかに処理・解決しなければならない。
また、その結果について速やかに、委託者に書面で報告しなければならない。
- ⑦ 停留所については委託者が定めた場所とする。なお、運行に支障が生じた場合には、協議すること。
- ⑧ 通学バス運行業務委託に当たっては、「学校保健安全法施行規則の一部改正（令和4年12月28日公布）の内容（「①乗降車時の点呼等による児童生徒の安全確認」、「②通学バス安全装置の装備、当該装置を用いた降車時の所在確認」の義務付け）を遵守すること。
なお、安全装置が装備されるまでの期間、チェックシートを活用した所在確認などの安全対策を講じること。
- ⑨ 安全装置の取り付け・取り外しは委託者の費用負担で行う。また、取り付け・取り外しは、委託者が指定した業者が行うものとする。
- ⑩ 安全装置の種類によっては、装置の取り付けの際、バス本体を改修することがあるので留意すること。
また、装置取り外し後、改修した場所の補修は行わないことを了承すること。
- ⑪ 添乗員（介助員）は、児童生徒の安全確保に細心の注意を払うとともに、特別支援教育の現場にふさわしい態度、言葉遣いで、児童生徒に接すること。
- ⑫ 運転手、添乗員（介助員）は、児童生徒や保護者等から意見や要望が出された場合は、速やかに委託者に報告するものとする。